

岬町養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 1 9 号

岬町養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

岬町養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則（平成 2 5 年岬町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
別表(第 2 条関係) 表 (略) 備考 1 「均等割」とは地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、 <u>第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項</u> の規定は、適用しないものとする。)をいう。 2～6 (略)	別表(第 2 条関係) 表 (略) 備考 1 「均等割」とは地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、 <u>第 5 条の 4 第 5 項</u> の規定は、適用しないものとする。)をいう。 2～6 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。